入札設計図書等に関する質問回答等取扱要領

１　目的

　　この要領は、石川町の発注する建設工事及び測量等業務（以下「工事等」という。）について、入札契約手続における透明性、公平性を図る観点から、入札設計図書等に関する質問書の提出及び質問書の回答等に関する必要な手続を定めることを目的とする。

２　対象工事

　　原則として、全ての工事等について適用するが、閲覧期間が極めて短いもの等、この要領によることが適当でないと考えられるものは対象から除くことができる。

３　質問書の提出

　　入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札設計図書等（設計書、図面、仕様書等）に関して質問がある場合は、次に定めるところにより質問書を提出することができるものとする。

（１）提出方法

　　　　入札設計図書等に関する質問書（様式１）を工事担当課へ電子メール、ファクシミリ又は持参による提出に限るものとする。

（２）提出期限

　　　　制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）については、入札公告にあらかじめ定める期限（以下「質問提出期限」という。）まで、その他については、入札日前５日まで（石川町の休日を定める条例（平成元年条例第36号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

４　質問への回答

（１）質問回答書の作成

　　　　質問書を受領した場合は、工事担当課において入札設計図書等に関する質問回答書（様式２）を作成し、決裁をとるものとする。

　　　　なお、類似する複数の質問については、一括して回答できるものとする。

（２）質問への非回答

　　　　質問提出期限を過ぎて提出された質問には回答しない。

５　回答方法等

（１）質問への回答期限

　　　　質問への回答期限は、質問提出期限の日から起算して３日（休日を除く。）以内とする。ただし、回答に日数を要する場合はこの限りでない。

（２）質問への回答方法

　　　　質問の回答は、電子メール、ファクシミリ又は持参により入札参加者へ質問回答書を送付するものとする。

６　質問回答書の取扱い

　　質問回答書は、契約図書の一部として扱われるものであり、設計書に添付して保管する

こと。

　附　則

　この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

様式１

入札設計図書等に関する質問書

平成　　年　　月　　日

　工事等担当課長　様

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

ＦＡＸ番号

担当者氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 工事（委託業務）番号 |  |
| 工事（委託業務）名 |  |
| 質　　問　　事　　項 | |
|  | |

様式２

入札設計図書等に関する質問回答書

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事等担当課長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事（委託業務）番号 |  | |
| 工事（委託業務）名 |  | |
| 質　　問　　事　　項 | | 回　　答　　事　　項 |
|  | |  |